

第2部 医療圏と基準病床数

第1章 医療圏

医療圏とは、地域の医療需要に対応して包括的な医療を提供していくための区域であり、具体的には、医療資源の適正な配置と医療提供体制の体系化を図るための、地域的単位のことです。

医療圏は、医療法により、初期の診断・治療を担う一次医療圏、一般的な入院・治療を担う二次医療圏、高度・特殊な医療を担う三次医療圏に大別され、各医療圏の圏域については、県民の受療状況、生活圏、行政の圏域等を考慮しながら、医療の効果的な提供に適した圏域を設定しています。

なお、県では、より高度な先端技術を用いた陽子線がん治療施設等の整備を進めており、これらは国内さらには中国や韓国等の国外の利用者を対象としていくことを視野に入れ、上記の考え方を超えた、より広域的な活用をしていく必要があります。

(1) 一次医療圏

県民の日常の健康管理や健康相談、通常しばしば見られる傷病の診断・治療の外来医療などの圏域として、県民が居住する市町の範囲をいいます。

(2) 二次医療圏

入院医療や専門外来等の二次医療の提供は、主として病院がその機能を担い、日常生活圏より広域の範囲を単位としています。

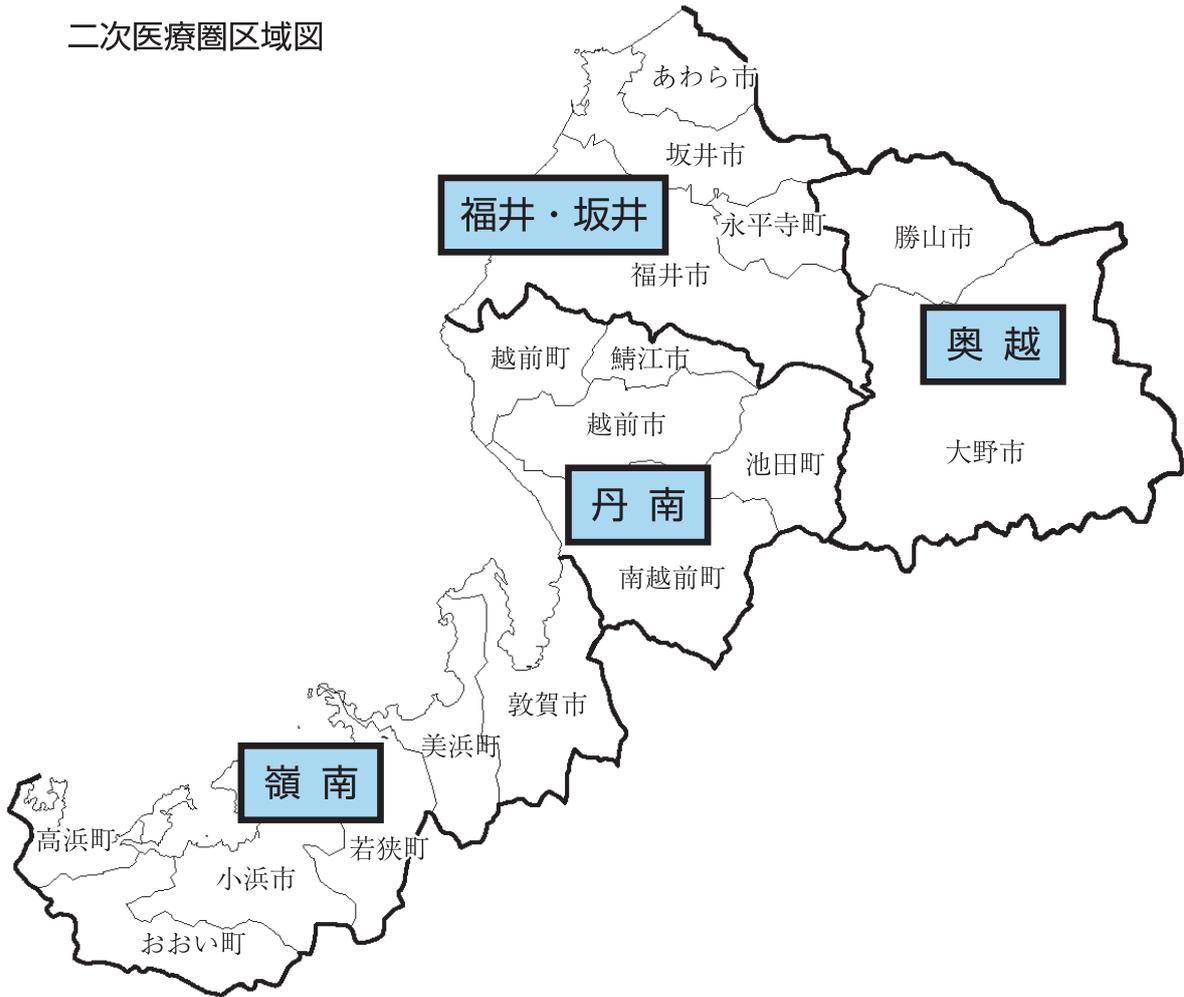
医療法には、通常の入院医療を行う病院および診療所の病床整備を図るための地域的単位として、区分する区域を設定するよう規定されており、今回、受療状況のほか、地理的条件等の自然的条件や日常生活の需用の充足状況、交通事情等の社会的条件、消防署等行政機関の管轄区域等の状況について、市町村合併後においても大きな変化がなかったことから、従来と同様、次表のとおり4つの医療圏とします。

(平成18年現在)

区 分	人口	面積	市町数	構 成 市 町
福井・坂井	人 412,880	k m ² 957	3市1町	福井市、あわら市、坂井市、永平寺町
奥 越	64,170	1,126	2市	大野市、勝山市
丹 南	193,729	1,008	2市3町	鯖江市、越前市、池田町、南越前町、越前町
嶺 南	148,196	1,099	2市4町	敦賀市、小浜市、美浜町、高浜町、 おおい町、若狭町
計	818,975	4,190	9市8町	

県政策統計課調

二次医療圏区域図



(3) 三次医療圏

医療法に基づき、発生頻度の低い疾病、特に専門性の高い救急医療等に係る特殊な診断または治療を必要とする三次医療の提供体制を整備する地域的単位は県全域とします。

第2章 基準病床数

医療圏内で、効率的で効果的な医療提供体制を確立するためには、各地域における病院等の病床数は重要な要素となります。

基準病床数は、医療法に基づき二次医療圏における病院および診療所の一般病床および療養病床、県全域における精神病床、感染症病床および結核病床について定めることとされているもので、これらの圏域内における病床数の目安であるとともに、一定以上の病床が整備されている場合の規制基準としての役割を持っており、病床の適正配置を行う上での基本となるものです。

計画で定めた基準病床数を既存病床数が上回る「病床過剰地域」における、病院の開設や増床、または診療所の病床設置や増床は、原則としてできなくなります。

1 二次医療圏における一般病床および療養病床

各医療圏域における人口や流入流出患者数等を基に、医療法施行規則等により定められた計算方法により、基準病床数を算出しています。

療養病床の再編成により、今後、療養病床から介護施設等への転換が見込まれる¹ことや、平均在院日数が短縮化し、医療機関の病床利用の効率化が進んでいることから、基準病床数は第4次計画よりも減少しました。

医療圏域（二次医療圏）	基準病床数	参考：既存病床数 （平成19年10月1日時点）
福井・坂井	4,913	5,915
奥越	434	457
丹南	1,488	1,965
嶺南	1,389	1,432
計	8,224	9,769

上表の病床過剰地域であっても、以下の（1）から（3）に該当する診療所における一般病床については、福井県医療審議会の審議を経た上で、新たな設置が可能です。（医療法第7条3項、医療法施行規則第1条の14第7項第1号から第3号）

- （1）在宅療養支援診療所の施設基準に係る届出を行っている診療所（届出予定を含む）であること。
- （2）へき地診療所であること。または、無医地区または無医地区に準じる地区に設置される診療所であること。
- （3）次の①～④のいずれかに該当する診療所であること。
 - ① 小児科または小児外科を標榜し、小児の入院治療を行う診療所
 - ② 産科または産婦人科を標榜し、分娩を取り扱う診療所
 - ③ 救急診療所（予定を含む）
 - ④ 上記の①から③のほか、福井県医療審議会において必要と認める診療所

¹ 療養病床の再編成に係る対応については、県で別途定める「地域ケア体制整備構想」に詳述しています。

2 県全域における精神病床、感染症病床および結核病床

精神病床に係る基準病床数は、県全体の人口や県内外の流入流出患者数等を基に、医療法施行規則等により定められた計算方法により算出しています。

感染症病床および結核病床に係る基準病床数については、厚生労働省が定める基準により算出しています。

病床の種類	基準病床数	参考：既存病床数 (平成19年10月1日時点)
精神病床	2, 116	2, 419
感染症病床	20	16
結核病床	35	112

【用語の解説】

● 病床の種別

・一般病床

…療養病床、精神病床、感染症病床および結核病床以外の病床

・療養病床

…精神病床、感染症病床および結核病床以外の病床であって、主として長期にわたり療養を必要とする患者に入院治療を行うための病床
(介護保険適用となる指定介護療養型医療施設の病床を含む。)

・精神病床

…精神疾患を有する者に入院治療を行うための病床

・感染症病床

…感染症の予防および感染症の患者に対する医療に関する法律第6条第2項に規定する一類感染症、同条第3項に規定する二類感染症および同条第7項に規定する新感染症の患者に入院治療を行うための病床

・結核病床

…結核の患者に入院治療を行うための病床